

電波政策ビジョン懇談会

- 無線通信の高度化への期待及びニーズが高まる中であって、電波のひっ迫状況を解消するために政策を抜本的に見直し、世界最先端のワイヤレス立国の実現・維持を図るべく、新しい電波利用の姿等についてより具体的に議論を行うことを目的として、総務省において開催（座長：多賀谷 一照 獨協大学法学部教授）。
- 平成26年1月から開催し、平成26年12月26日に最終報告書を公表。

最終報告書における電波の安全性に関する記載（抜粋）

第2章 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策

4 電波有効利用のためのその他の方策

(4) 電波の安全性に関する取組

近年の携帯電話の普及等による電波利用の急速な拡大に伴い、電波の安全性についても国民の関心が高まっている。

総務省では、長年の研究の蓄積をもとに、電波が人体に与える影響を防止するための指針（電波防護指針）を作成しており、その内容を電波法令における規制とすることによって、人体の防護を確保している。また、世界保健機関（WHO）においては、電波の人体への影響に関する各国の研究結果を収集し、電波の健康影響に関するリスク評価が行われている。これらの研究の蓄積による科学的知見として、基準値を下回る強度の電波が健康に悪影響を与える根拠はないということが、WHOと我が国の共通の見解となっている。また、電波が医療機器へ与える影響についても、実機調査をもとに、電波利用機器と植込み型医療機器との離隔距離等の注意事項を「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針」として公表することにより、影響の防止が図られている。

このように、これまでも電波を安心安全に利用できる環境が確保されてきたところではあるが、今後、電波利用の更なる拡大、多様化に合わせ、引き続き電波の安全性に関する施策を着実に推進していくことが必要である。